

大分県報

令和二年
号外（五五）
五月二十五日

（月曜日）

目次

告示

教育委員会告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………
個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………

告示

大分県告示第三百九号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

第一条中「第一条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条の見出し及び同条中「第二条第二号」を「第一条第二号」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項（規則第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。以下同じ。）の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）

二 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）

第六条第三号中「個人番号利用事務等実施者が」を「規則第二条第一項に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）

第六条を第三条とする。

第七条の見出し及び同条中「第三条第一項第六号」を「第二条第一項第六号」に改め、同条第三号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令」を削り、同条を第四条とする。

第八条の見出し及び同条中「第三条第三項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）

二 地方税若しくは国税の領収証書若しくは納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六箇月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）

三 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から六箇月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）

四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）

第八条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
（規則第二条第四項第五号に規定する財務大臣等が適当と認める事項等）

第六条 規則第二条第四項第五号に規定する財務大臣等が適当と認める事項等は、修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項とする。

第九条(見出しを含む。)中「第三条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条を第七条とする。

第十条の見出し中「第三条第六項」を「第二条第六項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第三条第六項」を「第二条第六項」に、「掲げる場合」を「定める場合」に改め、同条第一号イ中「通知カード若しくは」を削り、「第三条第一項各号」を「第二条第一項各号」に改め、同条を第八条とする。

第十一条の見出し及び同条中「第四条第二号ロ」を「第三条第二号ロ」に改め、同条第一号中「通知カード又は」を削り、同条第二号中「還付された通知カード又は」を削り、同条を第九条とする。

第十二条(見出しを含む。)中「第四条第二号ロ」を「第三条第二号ロ」に改め、同条を第十条とする。

第十三条(見出しを含む。)中「第四条第二号ニ」を「第三条第二号ニ」に改め、同条を第十一条とし、第十四条から第十八条までを二条ずつ繰り上げる。

第十九条各号列記以外の部分中「掲げる場合」を「定める場合」に改め、同条第一号イ中「第十二条第二項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条第一号中「還付された通知カード又は」を削り、同条を第十八条とし、第二十一条を第十九条とし、第二十二条を第二十条とする。

第二十三条第一号中「又は通知カード」を削り、同条第二号中「又は還付された通知カード」を削り、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第十三号

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程(平成二十九年大分県教育委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十五日

大分県教育委員会

第三条及び第四条を削る。

第五条(見出しを含む。)中「第二条第二号」を「第一条第二号」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 本人の写真的表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項(規則第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。以下同じ。)の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)

二 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)

第五条第三号中「個人番号利用事務等実施者が」を「規則第二条第一項に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)」が」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第十二条に規定する税理士証票(提示時において有効なものに限る。)

第六条(見出しを含む。)中「第三条第一項第六号」を「第二条第一項第六号」に改め、同条第三号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条の規定により還付された通知カード又は同省令」を削り、同条を第四条とする。

第七条(見出しを含む。)中「第三条第三項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 本人の写真的表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)

二 地方税若しくは国税の領収証書若しくは納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が六箇月以内のものに限る。)

三 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のない書類(これらに類するものを含む。)

で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六箇月以内のものに

限る。)

四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの
第七条を第五条とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

令和二年五月二十五日

大分県報号外（教育委告示）